

一般人を対象とした

現役軍医の病院

佐久間 温 巳

一、はじめに

我國の軍陣医療制度確立の第一歩は、明治四年、兵部省内に軍医寮が置かれた時で、その初期の施策の一つは、従来軍医を試験で淘汰し、残った者に再教育を行ない、また、最新医学を身につけた軍医を養成することであった。こうした教育を受けた軍医が、当時の一般医学水準に比し、高度の知識・技術を持っていたことは当然であろう。したがって、各地の軍營に派遣された軍医は、その地の医学社会の中心的存在となり、また、軍医の持つ医学、医術に寄せる地域住民の期待も大きく、一方、軍医の側でも、若くて強健な兵士の診療だけでは医学、医術の向上は望むべくもないという不安を抱いていた。更に、兩者ともに経済的な理由もあって、一般人を対象とした軍医の診療が、

各地で様々の形で行なわれるようになったのは自然のなりゆきであった。今回は、これらのうちのある種の病院につき、現在迄に調査した結果を報告する。

二、分類

現役軍医の関係した病医院には、次のようなものがあった。

一、自宅や官舎での個人開業。

二、個人病院の経営。

三、中央、地方の国公立病院、公共病院または個人病院の嘱託。

四、私立病院。前記個人病院と違う点は後述するが、此の報告の主題の病院である。

五、共済会病院。海軍工廠の従業員及びその家族を対象とした病院。

六、東京市施療病院。設立は東京市であったが、実体は海軍々医学学校の附属病院。

七、恩賜財団済生会麴町診療所。陸軍々医学学校教官が診療を担当した。

八、海仁会病院。海軍々人、軍属の家族を対象とした病

院。因みに、陸軍は明治三十六年十二月陸達第一〇四号に「現役下士ノ家族ハ衛戍病院若クハ該下士所属ノ軍隊官衛学校ニ付キ軍医ノ診断ヲ受クルコトヲ得」と規定されている。

三、現役軍医開業の法的根拠と軍医部首脳の方策

内務省は、明治十三年以来、官医・官史の医術開業を可とする見解であったので、軍医もこれに従ったのである。陸軍々医に関しても、明治二十四年、第三師団参謀長の照会に対し、陸軍省副官は「軍医ガ公務ノ余暇医術開業ヲ行フモ法ヲ以テ制裁スヘキ限ニ非ス」と解答した。しかし、石黒医務局長は「法ニ依テ制裁シウヘキナント云フニアリテ敢テ開業ヲ可トスルノ意ニ非ス」との見解を示したが、全面的に禁止するとは云っていない。

その後、全国各地で一般開業医との確執があったためか、明治二十六年十一月、大日本医会総会は「現役軍医の開業禁止」の決議を行ない、陸海軍の軍医部首脳に陳情した。これをうけて、同年十二月石黒医務局長、翌二十七年二月実吉安純海軍衛生会議々長は「医術を施すは可なれども、一般開業医同様医術を売るは不可」とのよく似た見解

を示したが、はっきりした禁止の方針は出さず、この問題は明治三十二年六月六日、小池医務局長の「現役軍医の開業禁止」の明確な通達が出てはじめて終止符がうたれた。

四、分類第四項の諸病院

これらの病院が今回発表の主題で、その設立主旨の共通点は、

- 一、博愛主義を強調。
- 一、貧民の無料診療を行なう。
- 一、鎮台（後の師団）軍医部、衛戍病院の複数の軍医が参加している。
- 一、公務の余暇に診療を行なう。
- 一、平時にあつて、戦時必要な診療資材の蓄積、看護人の教育等を目的としている。

などで、まだ詳細不明の病院もあるが、現時点までにその存在だけでも判っているのは、次の諸病院である。

博愛病院（広島） 明治十九年十月三日開院。院長は広島衛戍病院長李家文厚軍医正。

恵愛医院（名古屋） 明治二十一年二月五日開院。院長は名古屋鎮台土岐頼徳軍医長。

丸亀に設立された名称不明の病院、明治二十二年三月頃。院長は丸亀衛戍病院長海瀨敏行二等軍医正と考えられる。

姫路博愛病院 明治二十五年八月十五日開院。院長は姫路衛戍病院長鹿島武雄軍医正。

恵愛病院（松山） 明治二十七年二月頃。松山衛戍病院長渡辺泰造二等軍医正が院長。

修道病院（熊本） 明治三十二年三月十日設立。院長は第六師団瀧野盤軍医部長。

他に、明治二十二年五月屯田兵松島玄景軍医長が中心となって札幌に設立した済生館、明治二十五年四月二日、海軍大軍医井田武雄氏らの東京慈愛病院、明治三十年十一月二十九日開院の江口襄軍医正を院長とする城南病院（大阪）等があるが、現時点でこの範疇に入る病院かどうか不明である。以上の諸点につき報告する。

（西尾市民病院）

岡谷蚕糸博物館所蔵資料にみる

製糸工女の医療費負担について

（第六報 福利厚生施設調査）

清水 勝 嘉

製糸工場の労働形態は工女を遠隔地から募集し、寄宿舎生活を送らせることと、長時間にわたって工女を緊張状態におき、作業能率の低下を防ぐための等級賃銀制にその特徴があった。

この制度によって、低賃銀でしかも長時間労働を容易にした。加えて、毎年の生糸価格の変動は経営を優先させ、製糸職工（大部分は女子）の福利厚生、教養の向上などに目をむけることは少なかった。

当時の製糸工場の娯楽と言えるものは、お花見、観劇、旧盆休み、閉業時の酒宴などであった。

ここでは明治四十一年に諏訪郡役所の求めに応じ、平野村役場が調査した村内の製糸工場の福利厚生施設（当時は